

## 資料 2

### 選定に当たっての基本的条件（案）



#### 1 建設候補地の選定範囲

平成 25 年 5 月 7 日に、

- ① 行田市・鴻巣市・北本市で、共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う
  - ② ごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とする
- とした「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を 3 市で締結しました。  
これを踏まえ、**建設候補地の選定範囲は、「鴻巣市内」とします。**

#### 2 建設候補地選定の基本的条件

<<候補地選定の基本的条件>>

建設候補地は、以下の条件を総合的に勘案して、1 か所を選定します。

- 1 必要とされる面積の確保
- 2 現況の土地利用及び将来の開発
- 3 利便性
- 4 環境への影響
- 5 法的制約条件
- 6 経済性



### 3 建設候補地の評価に際して勘案する基本的条件

条件	勘案する内容
1 必要とされる面積の確保	
1-1 必要とされる面積の確保	新施設の建設に必要な面積が確保されること。
2 現況の土地利用および将来の開発	
2-1 現況の土地利用への影響	住宅や工場等の事業施設として利用されていないこと。
2-2 将来の開発計画への影響	鴻巣市の総合振興計画、都市計画マスタープラン等に位置づけられる開発等を避けること。
2-3 周辺の土地利用状況への影響	住居系・商業系用途地域を避けること。(市街化区域内に建設候補地を選定する場合は、工業系用途地域とする。)
2-4 集団的な農地への影響	農業振興地域に建設候補地を選定する場合は、周辺の農地への影響にできるだけ配慮されていること。
3 利便性	
3-1 施設の位置	3市からのごみ搬入車両のアクセスのしやすさを考慮し、3市の地理的な中心に近いこと。
3-2 幹線道路との近接性	主要な搬入ルートとなる国道、県道等から大きく離れていないこと。
3-3 搬入車両の通行	ごみ搬入車両の通行に支障がないよう、2車線以上の道路に面していること。
3-4 交通渋滞の防止	ごみ搬入車両による渋滞発生を回避するため、搬入ルートが分散できること。
4 環境への影響	
4-1 自然環境への影響	自然公園、自然環境保全地域等の指定地域を避けること。 貴重な動植物の分布区域を避けること。
4-2 住環境への影響	景観、日照等への影響を避けるため、住宅地、集落から一定程度離れていること。
4-3 特に配慮が必要な施設への影響	学校、保育所、病院、有床診療所、図書館等の敷地から一定程度離れていること。

条件		勘案する内容
4-4	災害の影響	活断層から一定の離隔を保つこと。 地震、洪水等の災害発生によって施設の稼働、ごみの搬入が困難にならないこと。
5 法的制約		
5-1	法的な制約	河川区域や保安林等、施設の設置が困難になるような法的な制約がかかっていないこと。
5-2	文化財への影響	史跡、名勝、天然記念物等の区域を避けること。 周知の埋蔵文化財包蔵地を避けること。
6 経済性		
6-1	建設コスト	地盤改良や建物基礎に多大な費用を要しないこと。 土地取得に多大な費用を要しないこと。
6-2	インフラ状況	水供給、電気（売電）等の整備に多大な費用を要しないこと。

#### 4 新施設に必要とされる面積

新施設に求められる機能については、別途、「一般廃棄物処理基本計画」において検討しているところです。

現時点では、以下の施設が整備されることを想定し、十分な面積を確保するものとします。

施設等	備考
熱回収施設	
資源化施設（不燃・粗大・資源化物）	
ストックヤード	
管理棟	
計量施設（計量棟・トラックスケール）	
その他（緑地、災害廃棄物仮置き場、調整池、道路・駐車場など）	緑地は敷地面積の 25%以上を確保

以上